

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
1	08 建設	その他	1 現況データのため調整不要とする。	同左	同左			建設		
	01 道路・橋梁の状況									
	01 公道									
	01 国道・道道・市町村道の現況									
2	08 建設	その他	1 現況データのため調整不要とする。	同左	同左			都市計画		
	01 道路・橋梁の状況									
	01 公道									
	02 都市計画道路									
3	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	20	
	01 道路・橋梁の状況	合併時								
	02 私道									
	01 私道測量補助制度									
4	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	20	
	01 道路・橋梁の状況	合併時								
	02 私道									
	02 私道舗装整備補助制度									
5	08 建設	その他	1 現況データのため調整不要とする。	同左	同左			建設		
	01 道路・橋梁の状況									
	03 橋梁									
	01 橋梁の現況									
6	08 建設	統合 (同一内容)	1 現計画を新市に引き継ぐ。 2 既存の橋梁については、新市後も適正な管理に努めるとともに、設置後の経過年数等を考慮し計画的な架け替えを行う必要がある。	同左	同左	1 既存の橋梁については、新市後も適正な管理に努めるとともに、設置後の経過年数等を考慮し計画的な架け替えを行う必要がある。	1の記述を削除し、「2」を「1」に修正	建設	25-16	
	01 道路・橋梁の状況	合併時								
	03 橋梁									
	02 橋梁整備									

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目			調整内容					
細項目	調整内容								
7	08 建設	統合 (一本化)	1 鶴居村を除く、5市町の認定基準、要綱は類似していることから、基準がより詳細である釧路市・白糠町の基準をベースに一本化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。	同左	1 認定基準、要綱は類似していることから、基準がより詳細である釧路市・白糠町の基準をベースに一本化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。	1の記述中、「鶴居村を除く、5市町の」を削除	釧路市・鶴居村離脱による	建設	25-16
	01 道路・橋梁の状況			同左					
	04 道路管理			同左					
	01 市町村道認定基準			同左					
8	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16
	01 道路・橋梁の状況			同左					
	04 道路管理			同左					
	02 道路台帳			同左					
9	08 建設	統合 (一本化)	1 新市に移行した場合、政令上の区分は乙地となり、現行の釧路市の額で一本化となる。	同左	同左			建設	19
	01 道路・橋梁の状況			同左					
	04 道路管理			同左					
	03 道路占用料			同左					
10	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16
	01 道路・橋梁の状況			同左					
	04 道路管理			同左					
	04 市町村道・里道の境界確認及び証明			同左					
11	08 建設	統合 (同一内容)	1 平成16年度で申請事務は終了するが、譲与決定による次年度以降の土地登記などの事務処理があり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16
	01 道路・橋梁の状況			同左					
	04 道路管理			同左					
	05 法定外公共物(青溝・赤道等)譲与申請(「青道」を「青溝」へ訂正)			同左					
12	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14
	01 道路・橋梁の状況			同左					
	04 道路管理			同左					
	06 道の駅運営管理			同左					

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
13	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行の施設を新市に引き継ぎ、適正な管理に努める。	同左	同左			建設	25-04		
	01 道路・橋梁の状況			同左							
	04 道路管理										
	07 放置自転車対策										
14	08 建設	その他	1 団体への加入がないため調整不要とする。	同左	同左			建設			
	01 道路・橋梁の状況										
	04 道路管理										
	08 道路管理関係団体への加入										
15	08 建設	統合 (同一内容)	1 新市後も、現在6市町村で実施している事業の推進を図る必要がある。	同左	1 新市後も、現在実施している事業の推進を図る必要がある。	1の記述中、「6市町村 で」を削除	釧路町・鶴居村離脱によ る	建設	25-16		
	01 道路・橋梁の状況			同左							
	05 道路整備										
	01 市町村道舗装整備										
16	08 建設	統合 (同一内容)	1 新市後も、現行の整備計画に基づき整備の推進を図る。	同左	同左			建設	25-16		
	01 道路・橋梁の状況			同左							
	05 道路整備										
	02 簡易舗装整備										
17	08 建設	統合 (同一内容)	1 新市後も、現行の整備計画に基づき整備の推進を図る。	同左	同左			建設	25-16		
	01 道路・橋梁の状況			同左							
	05 道路整備										
	03 排水路・排水施設整備										
18	08 建設	統合 (同一内容)	1 新市に移行した場合、交通安全上、国・道・市町村道の総合的な整備が必要になる。	同左	1 新市に移行した場合、交通安全上、国・道・市町村道の総合的な整備が必要になる。	1の記述中、「市町村 道」を「市町道」に修正	鶴居村離脱による	建設	25-16		
	01 道路・橋梁の状況			同左							
	05 道路整備										
	04 街路灯整備										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
19	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぎ、交通安全上必要な施設整備を図る。	同左	同左			建設	25-04	
	01 道路・橋梁の状況			同左						
	05 道路整備			同左						
	05 交通安全施設整備			同左						
20	08 建設	統合 (同一内容)	1 新市後も、現行の整備計画に基づき整備の推進を図るとともに、市町村道としての認定基準を満たさない市町村用地の認定外の道路についても適正な維持管理に努める。	同左	1 新市後も、現行の整備計画に基づき整備の推進を図るとともに、市町村道としての認定基準を満たさない市町村用地の認定外の道路についても適正な維持管理に努める。	1の記述中、「市町村道」を「市町道」に、「市町村用地」を「市町用地」に修正	鶴居村離脱による	建設	25-16	
	01 道路・橋梁の状況			同左						
	05 道路整備			同左						
	06 生活道路整備			同左						
21	08 建設	統合 (同一内容)	1 新市後も、現行どおり実施する。	同左	同左			建設	25-16	
	01 道路・橋梁の状況			同左						
	05 道路整備			同左						
	07 道路改良(用地補償)			同左						
22	08 建設	統合 (同一内容)	1 新市後も、現行どおり実施する。	同左	同左			建設	25-16	
	01 道路・橋梁の状況			同左						
	05 道路整備			同左						
	08 用地登記			同左						
23	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	18	
	01 道路・橋梁の状況			同左						
	05 道路整備			同左						
	09 道路整備促進関係団体への加入			同左						
24	08 建設	統合 (同一内容)	1 6市町村とも道路交通の安全性を確保するため取組んでおり、新市においても現在の拠点施設を維持し、現行の維持・補修の水準を保つ。	同左	1 道路交通の安全性を確保するため取組んでおり、新市においても現在の拠点施設を維持し、現行の維持・補修の水準を保つ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	建設	25-16	
	01 道路・橋梁の状況			同左						
	06 道路維持			同左						
	01 道路維持・補修			同左						

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
25	08 建設	統合 (同一内容)	1 新市へ移行後も適正な維持管理に努めるとともに、設置後の経過年数などを考慮し計画的な架け替えを行う必要がある。	同左	同左			建設	25-16		
	01 道路・橋梁の状況			同左							
	06 道路維持	合併時									
	02 跨線橋維持・補修										
26	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	01 道路・橋梁の状況			同左							
	06 道路維持	合併時									
	03 草刈委託										
27	08 建設	調整猶予	<p>1 除雪作業初動の降雪量による基準 6市町村とも道路交通の安全性を確保するため、幹線道路を優先し迅速な除雪作業に取り組んでいるところであり、新市においても地域特性に十分配慮しつつ柔軟に対応するとともに、当分の間、現行除雪水準を維持する。</p> <p><参考> (1) 釧路市においては、幹線道路以外の簡易舗装や砂利道は凍上等による凸凹、マンホール等地下埋設物の地表面への突起を考慮すると、降雪量10cm程度での除雪は作業効果が低いこと、あるいは、ある程度の交通量で圧雪されるため、住宅地域等を対象に2級、3級路線を定め、初動降雪量15cmを目安としている。 (2) 鶴居村を除く市町村では10cmが全域の除雪作業の目安となっているが、鶴居村の8cmに下げても、それぞれの市町村が交通の途絶等に対して出動体制を整えていることもあり、実際的な出動回数には影響しないものと予測される。 (3) 音別町では5～10cmとしており、まず、幹線道路を除雪し海岸に近い高齢者が多く居住する地区を行なう。なお、全域の目安は10cmである。</p> <p>2 除排雪体制 6市町村それぞれの地域特性により数量、経費が異なるものであり、急激に一本化することは難しい。このため、新市においても現行の拠点施設を維持し、随時調整しながら除排雪体制の強化を図る。</p> <p>以上、1及び2により、新市における除雪作業初動の降雪量を10cmとするとともに、直営除雪体制や民間借上げ車両数、委託料など、現行で相違のある各市町村の除排雪の対応については新市において調整することとし、その経過措置期間は5年程度とする。</p>	同左	<p>1 除雪作業初動の降雪量による基準 道路交通の安全性を確保するため、幹線道路を優先し迅速な除雪作業に取り組んでいるところであり、新市においても地域特性に十分配慮しつつ柔軟に対応するとともに、当分の間、現行除雪水準を維持する。</p> <p><参考> (1) 釧路市においては、幹線道路以外の簡易舗装や砂利道は凍上等による凸凹、マンホール等地下埋設物の地表面への突起を考慮すると、降雪量10cm程度での除雪は作業効果が低いこと、あるいは、ある程度の交通量で圧雪されるため、住宅地域等を対象に2級、3級路線を定め、初動降雪量15cmを目安としている。 (2) 4市町では10cmが全域の除雪作業の目安となっている。 (3) 音別町では5～10cmとしており、まず、幹線道路を除雪し海岸に近い高齢者が多く居住する地区を行なう。なお、全域の目安は10cmである。</p> <p>2 除排雪体制 それぞれの地域特性により数量、経費が異なるものであり、急激に一本化することは難しい。このため、新市においても現行の拠点施設を維持し、随時調整しながら除排雪体制の強化を図る。</p> <p>以上、1及び2により、新市における除雪作業初動の降雪量を10cmとするとともに、直営除雪体制や民間借上げ車両数、委託料など、現行で相違のある各市町村の除排雪の対応については新市において調整することとし、その経過措置期間は5年程度とする。</p>	<p>1の記述中、「6市町村とも」を削除</p> <p><参考>(2)の記述を修正</p> <p>2の記述中、「6市町村」を削除</p> <p>まとめの記述中、「各市町村」を「各市町」に修正</p>	<p>とも、釧路町・鶴居村離脱による</p>	建設	25-04		
	01 道路・橋梁の状況	猶予期間 5年程度		同左							
	06 道路維持			同左							
	04 道路除雪及び冬季路面対策										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
28	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が単独で実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	18		
	01 道路・橋梁の状況	合併時		同左							
	06 道路維持										
	05 道路維持関係団体への加入										
29	08 建設	その他	1 現況データのため調整不要とする。	同左	同左			建設			
	02 河川の状況										
	01 河川管理										
	01 河川の現況										
30	08 建設	統合 (一本化)	1 新市においても法及び北海道の通達に基づき管理するほか、釧路市の施行細則を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	02 河川の状況	合併時		同左							
	01 河川管理										
	02 準用河川管理										
31	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	02 河川の状況	合併時		同左							
	01 河川管理										
	03 普通河川管理										
32	08 建設	統合 (同一内容)	1 新市においても適正な維持管理に努める。	同左	同左			建設	25-16		
	02 河川の状況	合併時		同左							
	01 河川管理										
	04 河川維持・補修										
33	08 建設	統合 (同一内容)	1 制度は同一内容であるので、合併時に現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			建設	19		
	02 河川の状況	合併時		同左							
	01 河川管理										
	05 河川占用料及び採取料										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
34	08 建設	統合 (同一内容)	1 新市においても整備計画の推進を図る。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	釧路町離脱により、釧路市のみ事業に一本化となるため	建設	25-16		
	02 河川の状況			合併時	同左						
	02 河川整備										
	01 河川改良										
35	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	02 河川の状況			合併時	同左						
	02 河川整備										
	02 草刈委託										
36	08 建設	その他	1 現況データのため調整不要とする。	同左	同左			建設			
	03 住宅・宅地の状況										
	01 住宅所有状況										
	01 一般世帯の種類別世帯数										
37	08 建設	統合 (同一内容)	1 阿寒町と鶴居村が実施している分譲事業を新市に引き継ぐ。	統合 (一本化)	1 阿寒町が実施している分譲事業を新市に引き継ぐ。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正 1の記述中、「と鶴居村」を削除	とも、鶴居村離脱により阿寒町のみ事業に一本化となるため	建設	25-18		
	03 住宅・宅地の状況			合併時	同左						
	02 住宅・宅地分譲										
	01 分譲の現況										
38	08 建設	統合 (一本化)	1 特定行政庁として釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	1 特定行政庁の業務として釧路市の現行を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「として釧路市の制度に一本化し、」を「の業務として釧路市の現行を」に修正	[08-03-03-03]など同じ内容の他項目と統一を図るため	建設	25-16		
	03 住宅・宅地の状況			合併時	同左						
	03 建築確認指導										
	01 建築主事の配置(釧路支庁への進達)										
39	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行の制度のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	03 住宅・宅地の状況			合併時	同左						
	03 建築確認指導										
	02 建築確認										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
40	08 建設	統合 (一本化)	1 特定行政庁の業務として、現行を新市に引き継ぐ。	同左	1 特定行政庁の業務として鉧路市の現行を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「現行」を「鉧路市の現行」に修正	【08-03-03-01】など同じ内容の他項目と統一を図るため	建設	25-16		
	03 住宅・宅地の状況			同左							
	03 建築確認指導										
	03 違反建築物指導										
41	08 建設	統合 (一本化)	1 特定行政庁の業務として、現行を新市に引き継ぐ。	同左	1 特定行政庁の業務として鉧路市の現行を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「現行」を「鉧路市の現行」に修正	【08-03-03-01】など同じ内容の他項目と統一を図るため	建設	25-16		
	03 住宅・宅地の状況			同左							
	03 建築確認指導										
	04 建築許可										
42	08 建設	統合 (一本化)	1 鉧路市の制度を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	03 住宅・宅地の状況			同左							
	03 建築確認指導										
	05 既存建築物の維持保全・防災対策指導										
43	08 建設	その他	1 唯一の鉧路市の制度が平成15年度より廃止のため調整不要とする。	同左	同左			建設			
	03 住宅・宅地の状況										
	03 建築確認指導										
	06 住宅建設資金貸付										
44	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	03 住宅・宅地の状況			同左							
	03 建築確認指導										
	07 優良住宅・優良宅地認定										
45	08 建設	統合 (同一内容)	1 特定行政庁の業務として、現行のまま新市に引き継ぐ。	統合 (一本化)	1 特定行政庁の業務として鉧路市の現行を新市に引き継ぐ。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正 1の記述中、「現行のまま」を「鉧路市の現行を」に修正	とも、鉧路町離脱により、鉧路市の現行に一本化となるため	建設	25-16		
	03 住宅・宅地の状況			同左							
	03 建築確認指導										
	08 道路位置指定										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容					
	小項目			時期						
	細項目									
46	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左					
	03 住宅・宅地の状況			同左						
	03 建築確認指導									
	09 住宅金融公庫受託事務									
47	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左					
	03 住宅・宅地の状況			同左						
	03 建築確認指導									
	10 かけ地近接等危険住宅移転促進									
48	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左					
	03 住宅・宅地の状況			同左						
	03 建築確認指導									
	11 放送電波電信障害防止の事前審査									
49	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左					
	03 住宅・宅地の状況			同左						
	03 建築確認指導									
	12 ハートビル法適合建築促進									
50	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左					
	03 住宅・宅地の状況			同左						
	03 建築確認指導									
	13 建設リサイクル法適合指導									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
51	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の行なっている業務を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	03 住宅・宅地の状況			同左							
	03 建築確認指導	合併時									
	14 建築動態統計調査										
52	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	16		
	03 住宅・宅地の状況			同左							
	03 建築確認指導	合併時									
	15 建築審査会										
53	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の加入団体に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	18		
	03 住宅・宅地の状況			同左							
	03 建築確認指導	合併時									
	16 建築指導関係団体への加入										
54	08 建設	その他	1 現況データのため調整不要とする。	同左	同左			建設			
	04 公営住宅の状況										
	01 市町村営住宅										
	01 戸数										
55	08 建設	統合 (一本化)	1 入居資格基準・消費税の取扱い 納入方法については、事業内容に違いはなく、特に課題なし。 2 使用料(家賃)規定について 新市においては、公営住宅法による算定基準に基づき一本化されることとなるが、使用料の値上げに係るものについては、使用者の急激な負担増を避けるため、4年程度の据え置き措置を行う。 3 敷金規定については、釧路市の基準をベースに一本化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。 4 使用料減免規定については、釧路市の基準をベースに一本化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。	同左	1 入居資格基準・消費税の取扱い 納入方法については、事業内容に違いはなく、特に課題なし。 2 使用料(家賃)規定について 新市においては、公営住宅法に基づき釧路市の基準をベースに一本化を図ることとするが、使用料の値上げに係るものについては、使用者の急激な負担増を避けるため、4年程度の据え置きを行う。 3 敷金規定については、釧路市の基準をベースに一本化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。 4 使用料減免規定については、釧路市の基準をベースに一本化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。	2の記述中、「公営住宅法による算定基準に基づき一本化されることとなるが」を「公営住宅法に基づき釧路市の基準をベースに一本化を図ることとするが」に修正	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	建設	19		
	04 公営住宅の状況			経過措置 4年程度							
	01 市町村営住宅										
	02 入居資格及び使用料										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
56	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が設置している市営住宅運営審議会を継承するとともに、入居者の選考基準も合わせて釧路市の制度をベースに一本化する。	同左	同左			建設	16		
	04 公営住宅の状況			同左							
	01 市町村営住宅	合併時									
	04 入居者選考委員会										
57	08 建設	統合 (一本化)	1 申込みについては、定期的な入居者募集を複数回実施することを基本に、入居予定者の登録有効期間等も含め、釧路市の制度をベースに一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-18		
	04 公営住宅の状況			同左							
	01 市町村営住宅	合併時									
	05 入居申し込み										
58	08 建設	再編	1 新市へ移行後、現在の6市町村の計画を再編し一本化する必要がある。また、新市においても事業実施の円滑な推進を図るため、6市町村の現行計画の早急なまとめが必要であり、その期間は2年程度を目途とする。	同左	1 新市へ移行後、現在の計画を再編し一本化する必要がある。また、新市においても事業実施の円滑な推進を図るため、現行計画の早急なまとめが必要であり、その期間は2年程度を目途とする。	1の記述中、「6市町村の」を2箇所削除	釧路町・鶴居村離脱による	建設	25-18		
	04 公営住宅の状況	経過措置 2年程度		同左							
	01 市町村営住宅										
	06 建設・建替え整備計画 (住宅マスタープラン)										
59	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が実施している事業を新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-18		
	04 公営住宅の状況			同左							
	01 市町村営住宅	合併時									
	07 耐震診断・耐震改修										
60	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の規定をベースに一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-18		
	04 公営住宅の状況			同左							
	01 市町村営住宅	合併時									
	08 修繕等の維持管理										
61	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の制度をベースに一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-18		
	04 公営住宅の状況			同左							
	01 市町村営住宅	合併時									
	09 住宅住替制度										

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	大項目			方針	調整内容					
	中項目			時期						
	小項目	方針								
細項目	時期									
62	08 建設	統合 (一本化)	1 音別町の事業を新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-18	
	04 公営住宅の状況			合併時						同左
	01 市町村営住宅									
	10 特定公共賃貸住宅									
63	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が加入している団体に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	18	
	04 公営住宅の状況			合併時						同左
	01 市町村営住宅									
	11 住宅関係団体への加入									
64	08 建設	その他	1 現況データのため調整不要とする。	同左	同左			建設		
	04 公営住宅の状況									
	02 その他の公営住宅									
	01 戸数									
65	08 建設	その他	1 現況データのため調整不要とする。	同左	同左			建設		
	05 公共工事の状況									
	01 建築設計・工事監理									
	01 建築設計									
66	08 建設	その他	1 現況データのため調整不要とする。	同左	同左			建設		
	05 公共工事の状況									
	01 建築設計・工事監理									
	02 工事監理									
67	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	16	
	05 公共工事の状況			合併時						同左
	01 建築設計・工事監理									
	03 色彩委員会									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
68	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が加入している団体に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	18			
	05 公共工事の状況			同左								
	01 建築設計・工事監理	合併時										
	04 建築関係団体への加入											
69	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16			
	05 公共工事の状況			同左								
	02 その他工事関係システム	合併時										
	01 土木積算システム											
70	08 建設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左		調整方針の方向性 区分欄に「釧路市の制度 (事業)に一本化」と明示 していたことは専門部会 の誤りと判明したので、調 整方針の「(同一内容)」 から「(一本化)」への修 正等を行わない	建設	25-16			
	05 公共工事の状況			同左								
	02 その他工事関係システム	合併時										
	02 工事残土流用システム											
71	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市だけの施設であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	19			
	06 動物園等の状況			同左								
	01 動物園の管理運営	合併時										
	01 施設及び入園料											
72	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市だけの事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16			
	06 動物園等の状況			同左								
	01 動物園の管理運営	合併時										
	02 開催イベント											
73	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市だけの事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-06			
	06 動物園等の状況			同左								
	01 動物園の管理運営	合併時										
	03 野生生物の保護・増殖											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
74	08 建設	統合 (一本化)	1 鉏路市のみ加入であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	18		
	06 動物園等の状況			合併時						同左	
	01 動物園の管理運営										
	04 動物園関係団体への加入										
75	08 建設	統合 (一本化)	1 国の特別天然記念物であるタンチョウの種の保存及び生息環境を確保する鉏路地域の重要な施設であり、現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-06		
	06 動物園等の状況			合併時						同左	
	02 丹頂鶴の保護飼育										
	01 丹頂鶴の保護増殖施設										
76	08 建設	統合 (一本化)	1 国の特別天然記念物であるタンチョウを自然環境の中で展示する鉏路地域のシンボリック施設であり、現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-06		
	06 動物園等の状況			合併時						同左	
	02 丹頂鶴の保護飼育										
	02 丹頂鶴の飼育展示施設										
77	08 建設	統合 (一本化)	1 6市町村のうち、鉏路市単独の事業であり特に課題はないため、鉏路市の制度に一本化する。	同左	1 鉏路市単独の事業であり特に課題はないため、鉏路市の制度に一本化する。	1の記述中、「6市町村のうち、」を削除	鉏路町・鶴居村離脱による	建設	25-16		
	07 空港の状況			合併時						同左	
	01 空港整備										
	01 空港施設の現況										
78	08 建設	統合 (一本化)	1 現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	07 空港の状況			合併時						同左	
	01 空港整備										
	02 空港施設整備										
79	08 建設	その他	1 統計データのため調整不要とする。	同左	同左			建設			
	07 空港の状況										
	02 空港利用										
	01 利用状況										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
80	08 建設	統合 (一本化)	1 新市においても事業を継続する。	同左	同左			建設	25-16		
	07 空港の状況	合併時		同左	同左						
	02 空港利用										
	02 国際化推進										
81	08 建設	統合 (一本化)	1 新市においても事業を継続する。	同左	同左			建設	25-16		
	07 空港の状況	合併時		同左	同左						
	03 空港振興										
	01 空港振興に係る主要 事業										
82	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が単独で実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	18		
	07 空港の状況	合併時		同左	同左						
	03 空港振興										
	02 空港関係団体への加 入										
83	08 建設	統合 (一本化)	1 現行の港湾計画を新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	08 港湾の状況	合併時		同左	同左						
	01 港湾整備										
	02 港湾計画										
84	08 建設	統合 (一本化)	1 現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	08 港湾の状況	合併時		同左	同左						
	01 港湾整備										
	03 国直轄事業										
85	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が単独で実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	08 港湾の状況	合併時		同左	同左						
	01 港湾整備										
	04 港湾機能施設整備										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
86	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が単独で実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	08 港湾の状況			合併時	同左					同左	
	01 港湾整備										
	05 補助事業										
87	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が単独で実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	08 港湾の状況			合併時	同左					同左	
	01 港湾整備										
	06 臨海部土地造成										
88	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が単独で実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	08 港湾の状況			合併時	同左					同左	
	02 港湾管理										
	01 臨海公園維持管理										
89	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が単独で実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	20		
	08 港湾の状況			合併時	同左					同左	
	02 港湾管理										
	02 港湾従事者福利厚生 支援										
90	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市だけの施設であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16		
	08 港湾の状況			合併時	同左					同左	
	02 港湾管理										
	03 港湾緑地及び関連施 設										
91	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市だけの施設であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	14		
	08 港湾の状況			合併時	同左					同左	
	02 港湾管理										
	04 港湾庁舎管理										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
92	08 建設	その他	1 統計データのため調整不要とする。	同左	同左			建設		
	08 港湾の状況									
	03 港湾利用									
	01 利用状況									
93	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市のみで制度であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	19	
	08 港湾の状況									
	03 港湾利用	合併時			同左					
	02 施設使用料									
94	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が単独で事業実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16	
	08 港湾の状況									
	03 港湾利用	合併時			同左					
	03 企業立地用地の分譲									
95	08 建設	調整猶予	1 観光まつり・イベントを総合的に検討した産業経済小委員会所管の「[20-08-01-01]観光まつり・イベントの推進」の「調整猶予」1テーマや開催時季が類似しているものは、PR等の連携により相乗効果をもつ可能性もあるほか、テーマを統一させてA会場、B会場、C会場の同時開催というような規模的なレベルアップを図る発展性も考えられるので、新市移行後、実施団体での協議が必要と考える。」とする調整方針に準ずる。	同左	同左			建設	25-14	
	08 港湾の状況									
	04 港湾振興									
	01 港まつり									
96	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市のみで事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16	
	08 港湾の状況									
	04 港湾振興	合併時			同左					
	02 港湾振興に係るその他主要事業									
97	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市のみで加入であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	18	
	08 港湾の状況									
	04 港湾振興	合併時			同左					
	03 港湾関係団体への加入									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
98	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市のみ事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			建設	25-16	
	08 港湾の状況			合併時	同左					
	05 水面埋立									
	01 港湾区域に係る埋立の現況									
99	09 都市計画	その他	1 当面、現行の都市計画マスタープランにより地域特性に配慮した「まちづくり」を進めるが、新市における都市計画マスタープランについては、法定手続等を考慮し新総合計画(平成19年度作成予定)に基づき策定する。	同左	同左			都市計画	25-17	
	01 まちづくりの状況									
	01 基本方針									
	01 都市計画マスタープラン									
100	09 都市計画	その他	1 現行のまま新市に引き継ぐこととし、当面は現行の都市圏道路網マスタープランにより、地域特性に配慮した道路網の計画を進める。新市においては、北海道と協議を進めながら策定について検討を行う。	同左	同左			都市計画	25-17	
	01 まちづくりの状況									
	01 基本方針									
	02 都市圏道路網マスタープラン									
101	09 都市計画	その他	1 当面、現行の緑の基本計画により地域の緑地計画を進めるものとし、新市における緑の基本計画については、法定手続等を考慮し都市計画マスタープランに基づき策定する。	同左	同左			都市計画	25-17	
	01 まちづくりの状況									
	01 基本方針									
	03 緑の基本計画									
102	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 国土法により、現行6市町村が同一の事務処理を行っていることから、合併時に統合する。	同左	1 国土法により、現行同一の事務処理を行っていることから、合併時に統合する。	1の記述中、「6市町村が」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	都市計画	25-17	
	01 まちづくりの状況									合併時
	02 土地利用									
	09 国土利用計画法に基づく土地取引の届出									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
103	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 釧路市、釧路町、白糠町とも事務処理において同一内容であることから、合併時に統合する。	同左	1 釧路市、白糠町とも事務処理において同一内容であることから、合併時に統合する。	1の記述中、「釧路町、」を削除	釧路町離脱による	都市計画	25-17		
	01 まちづくりの状況	合併時		同左							
	02 土地利用			同左							
	10 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引の届出										
104	09 都市計画	統合 (一本化)	1 現状、釧路市のみ策定中であることから、現行通り合併時に一本化する。	同左	同左			都市計画	25-17		
	01 まちづくりの状況	合併時		同左							
	03 都市施設			同左							
	05 交通バリアフリー基本構想										
105	09 都市計画	統合 (一本化)	1 現在、釧路市、釧路町及び白糠町は北海道からの委任事務にて処理を行っているが、合併時に釧路市の制度に一本化する。	同左	1 現在、釧路市及び白糠町は北海道からの委任事務にて処理を行っているが、合併時に釧路市の制度に一本化する。	1の記述中、「、釧路町」を削除	釧路町離脱による	都市計画	25-17		
	01 まちづくりの状況	合併時		同左							
	05 開発行為等			同左							
	01 開発行為の許可・指導										
106	09 都市計画	統合 (一本化)	1 宅地造成等規制法に係る区域指定は北海道であり、現在釧路市のみが指定されている。今後の経過を見極めることとするが、合併時に統合・一本化とする。	同左	同左			都市計画	25-17		
	01 まちづくりの状況	合併時		同左							
	05 開発行為等			同左							
	02 宅地造成規制の許可・指導										
107	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 区域、箇所指定は北海道の業務であり課題はない。今後の経過を見極めることとするが、合併時に統合する。	統合 (一本化)	1 区域、箇所指定は北海道の業務であり、現在釧路市のみが指定されている。今後の経過を見極めることとするが、合併時に統合する。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正 1の記述中、「課題はない」を「、現在釧路市のみが指定されている」に修正	とも、釧路町離脱により釧路市のみ事業に一本化となるため	都市計画	25-17		
	01 まちづくりの状況	合併時		同左							
	05 開発行為等			同左							
	03 急傾斜地崩壊防止事業										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
108	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	25-17		
	01 まちづくりの状況			同左							
	06 都市景観	合併時									
	01 都市景観賞表彰制度										
109	09 都市計画	統合 (一本化)	1 有料駐車場は釧路市のみであり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	25-17		
	01 まちづくりの状況			同左							
	07 市町村営有料駐車場	合併時									
	01 施設の現況										
110	09 都市計画	統合 (一本化)	1 有料駐車場は釧路市のみであり、使用料についても現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	19		
	01 まちづくりの状況			同左							
	07 市町村営有料駐車場	合併時									
	02 使用料										
111	09 都市計画	統合 (一本化)	1 現況を踏まえ統合とするが、定数については地域性を考慮して決定する。	同左	同左			都市計画	16		
	01 まちづくりの状況			同左							
	08 町名・住居表示	合併時									
	03 住居表示審議会										
112	09 都市計画	統合 (一本化)	1 都市計画審議会は法的な位置づけであることから、新市において合併時に一本化するが、定数については地域性を考慮して決定をする。	同左	同左			都市計画	16		
	01 まちづくりの状況			同左							
	09 その他都市計画関連事項	合併時									
	01 都市計画審議会										
113	09 都市計画	統合 (一本化)	1 現行の基礎調査・OD調査等は、今後においても継続すべきであり、一本化して調査する。	同左	同左			都市計画	25-17		
	01 まちづくりの状況			同左							
	09 その他都市計画関連事項	合併時									
	04 都市計画関係の各種調査										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
114	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市だけの事業(釧路駅周辺開発構想)であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	25-17	
	01 まちづくりの状況			同左						
	09 その他都市計画関連事項	合併時								
	05 都市計画に係るその他主要事業									
115	09 都市計画	統合 (一本化)	1 現行の加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	18	
	01 まちづくりの状況			同左						
	09 その他都市計画関連事項	合併時								
	06 都市計画関係団体への加入									
116	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 事業が実施されているのは釧路市と釧路町のみであり、また、民間事業のため現行のまま移行する。	統合 (一本化)	1 事業が実施されているのは釧路市のみであり、また、民間事業のため現行のまま移行する。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正 1の記述中、「と釧路町」を削除	とも、釧路町離脱により、釧路市だけの事業に一本化となるため	都市計画	25-17	
	02 開発の状況			同左						
	01 土地区画整理事業	合併時								
	01 事業の現況									
117	09 都市計画	統合 (一本化)	1 北海道から委任を受け行っている釧路市の事務に一本化する。	同左	同左			都市計画	25-17	
	02 開発の状況			同左						
	01 土地区画整理事業	合併時								
	02 民間土地区画整理事業認可・指導									
118	09 都市計画	統合 (一本化)	1 事業を実施しているのは、釧路市と釧路町であり助成制度はほぼ同一であることから、合併時に釧路市の制度へ一本化する。	同左	1 合併時に釧路市の制度へ一本化する。	1の記述中、「事業を実施しているのは、釧路市と釧路町であり助成制度はほぼ同一であることから、」を削除	釧路町離脱により、釧路市だけの制度に一本化となるため	都市計画	20	
	02 開発の状況			同左						
	01 土地区画整理事業	合併時								
	03 民間土地区画整理事業への助成制度									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
119	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 北海道からの委任事務で同一内容の処理を行っていることから、合併時に統合する。	統合 (一本化)	1 北海道からの委任事務で行っている釧路市の制度に一本化する。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正 1の記述を修正	とも、釧路町離脱により、釧路市だけの制度に一本化となるため	都市計画	25-17		
	02 開発の状況										
	01 土地区画整理事業	合併時		同左							
	04 土地区画整理法第76条許可										
120	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市の現行計画を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	25-17		
	02 開発の状況										
	02 市街地再開発事業	合併時		同左							
	01 都市開発計画										
121	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市が実施する市街地再開発事業を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	25-17		
	02 開発の状況										
	02 市街地再開発事業	合併時		同左							
	02 事業の現況										
122	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	25-17		
	02 開発の状況										
	02 市街地再開発事業	合併時		同左							
	03 市街地再開発事業等許可・指導										
123	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	20		
	02 開発の状況										
	02 市街地再開発事業	合併時		同左							
	04 事業への助成制度										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
124	09 都市計画	統合 (一本化)	1 「釧路川流域委員会」で合併後も所要の調整を進める。	同左	同左			都市計画	25-17		
	02 開発の状況			同左							
	02 市街地再開発事業	合併時									
	05 釧路川後背地整備事業										
125	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市の事業を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	25-17		
	02 開発の状況			同左							
	02 市街地再開発事業	合併時									
	06 都市開発に係るその他主要事業										
126	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市の現行加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	18		
	02 開発の状況			同左							
	02 市街地再開発事業	合併時									
	07 都市開発関係団体への加入										
127	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 都市公園以外の条例で定めている公園については、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	25-17		
	03 公園・緑化の状況			同左							
	01 公園	合併時									
	01 都市公園の現況										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
128	09 都市計画	統合 (一本化)	1 6市町村においては、都市公園法に基づいて、条例等を定めている。 2 都市公園の維持管理について、現在、各自治体の実情に合わせた体制がとられていることから、合併時に一本化は難しい。合併後、現行の管理委託先の状況をみて一本化を図る。 <各自治体の維持管理の実態> 釧路市…(財)緑化協会に委託。 釧路町…街区公園等小規模なものは、町内会等に応分の負担を支払い維持管理をお願いしている。また、大規模なものは民間へ委託している。 阿寒町…町が設置した公園を対象とし民間委託をしている。 白糠町…街区公園等については、町内会等に維持管理をお願いしている。 音別町…条例で定めている公園は1箇所、振興公社に全面委託している。 鶴居村…維持管理については、9割方振興公社に委託している。	同左	1 都市公園の維持管理について、現在、各自治体の実情に合わせた体制がとられていることから、合併時に一本化は難しい。合併後、現行の管理委託先の状況をみて一本化を図る。 <各自治体の維持管理の実態> 釧路市…(財)緑化協会に委託。 阿寒町…町が設置した公園を対象とし民間委託をしている。 白糠町…街区公園等については、町内会等に維持管理をお願いしている。 音別町…条例で定めている公園は1箇所、振興公社に全面委託している。	1の記述を削除し、 「2」を「1」に修正 <各自治体の維持管理の実態>の記述中、釧路町と鶴居村に関する記述を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	都市計画	25-17		
	03 公園・緑化の状況	経過措置 3年程度		同左							
	01 公園			同左							
	02 都市公園の維持管理			同左							
129	09 都市計画	統合 (一本化)	1 都市公園条例のほか独自の条例による占用許可により規定しているため、1年程度の経過措置をもって調整を図る。	同左	同左			都市計画	19		
	03 公園・緑化の状況	経過措置 1年程度		同左							
	01 公園			同左							
	04 公園占用許認可			同左							
130	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 リンク設置に係る助成制度は、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	20		
	03 公園・緑化の状況	合併時		同左							
	01 公園			同左							
	05 スケートリンク造成支援			同左							
131	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	25-17		
	03 公園・緑化の状況	合併時		同左							
	02 緑化			同左							
	02 緑化推進表彰制度			同左							
132	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市の事業を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	25-17		
	03 公園・緑化の状況	合併時		同左							
	02 緑化			同左							
	03 緑化に係るその他主要事業			同左							

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議			変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期	時期				
	細項目										
133	09 都市計画	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 (財) 釧路市公園緑化協会は、現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述に「(財) 釧路市公園緑化協会は、」を追加	複数ある協会を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」ではなく、釧路市のみが設立している協会を現行体制で引き継ぐ点を明確にするため	都市計画	18		
	03 公園・緑化の状況			同左							
	02 緑化			同左							
	04 緑化協会			同左							
134	09 都市計画	統合 (一本化)	1 釧路市の現行加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			都市計画	18		
	03 公園・緑化の状況			同左							
	02 緑化			同左							
	05 公園・緑化関係団体への加入			同左							
135	10 下水道	統合 (一本化)	1 新市において事業を行うこととし、認可変更により処理区を決定する。 公共下水道事業(市街化区域)・・・釧路市・釧路町・白糠町 特定環境保全公共下水道(市街化区域外)・・・阿寒町・音別町 農業集落排水事業・・・鶴居村 の3種類の整備手法により下水道の整備を図っている。新市となった場合は、それぞれの整備手法ごと(は1団体で除く)に認可変更の手続きにより、処理することとする。 <例 公共下水道の場合> 現在は、釧路市、釧路町合わせ釧路圏として公共下水道の認可を取得している。新市に合併後は、現在の釧路圏公共下水道全体計画に白糠町を新たな処理区として加え、計画目標年次、計画区域、計画人口等の変更を行うこととする。 <例 特定環境保全公共下水道の場合> 公共下水道の場合と同様とする。 2 下水道法第4条により事業認可の変更を行う。(鶴居は不要)・事業計画の認可変更申請(公共下水道・特定環境保全公共下水道) 3 公共下水道については、都市計画決定が必要となるため都市計画との調整が必要となる。 4 整備計画については、各地域の整備状況を勘案し全体のバランスを考慮しながら、各地域の整備を進めることとする。	同左	1 新市において事業を行うこととし、認可変更により処理区を決定する。 公共下水道事業(市街化区域)・・・釧路市・白糠町 特定環境保全公共下水道(市街化区域外)・・・阿寒町・音別町 の2種類の整備手法により下水道の整備を図っている。新市となった場合は、それぞれの整備手法ごとに認可変更の手続きにより、処理することとする。 <例 公共下水道の場合> 現在は、釧路市は釧路町を含めた釧路圏として公共下水道の認可を取得している。新市に合併後は、現在の釧路圏公共下水道全体計画に白糠町を新たな処理区として加え、計画目標年次、計画区域、計画人口等の変更を行うこととする。 <例 特定環境保全公共下水道の場合> 公共下水道の場合と同様とする。 2 下水道法第4条により事業認可の変更を行う。事業計画の認可変更申請(公共下水道・特定環境保全公共下水道) 3 整備計画については、各地域の整備状況を勘案し全体のバランスを考慮しながら、各地域の整備を進めることとする。	1の記述中、「釧路町・」を削除 <例 公共下水道の場合>の記述中、「現在は、釧路市、釧路町合わせ」を「現在、釧路市は釧路町を含めた」に修正 1の記述中、「農業集落排水事業・・・鶴居村」、「」及び「(は1団体で除く)」を削除し、「3種類」を「2種類」に修正 2の記述中、「(鶴居は不要)」を削除 3の記述を削除し4を3に繰り上げる	については、釧路町離脱による については、鶴居村離脱による については、釧路市と白糠町は既に都市計画決定がなされているため	上下水道	25-19		
	01 下水道の状況			同左							
	01 施設整備			同左							
	01 事業計画			同左							
136	10 下水道	統合 (一本化)	1 合併時、5市町の現行整備計画を引き継ぎ一本化するとともに、新市としての計画を早期に策定し整備を進める。	同左	1 合併時、現行整備計画を引き継ぎ一本化するとともに、新市としての計画を早期に策定し整備を進める。	1の記述中、「5市町の」を削除	釧路町離脱による	上下水道	25-19		
	01 下水道の状況			同左							
	01 施設整備			同左							
	02 下水道整備の現況			同左							

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
137	10 下水道	統合 (一本化)	1 現行の台帳については、すべて新市に引き継ぐ。合併後の台帳(図面を含む)管理方法については、新市において調整する。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 下水道の状況	合併時		同左	同左						
	01 施設整備										
	03 下水道台帳										
138	10 下水道	統合 (一本化)	1 新市において、水量増に伴う増設や耐用年数を経過した施設更新計画等を立て整備を進める。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 下水道の状況	合併時		同左	同左						
	01 施設整備										
	04 下水道処理施設の整備										
139	10 下水道	統合 (一本化)	1 新市において、釧路市の積算基準により各施設の維持管理契約を結ぶ。 2 新市における有効的な汚泥の処理・処分の検討をする必要がある。	同左	1 新市において、釧路市の積算基準により各施設の維持管理契約を結ぶ。 2 汚泥の資源としての有効活用を進める。	2の記述を修正	汚泥の再利用促進が大きな課題となっている情勢を踏まえて	上下水道	25-19		
	01 下水道の状況	合併時		同左						同左	
	01 施設整備										
	05 下水道処理施設の維持管理										
140	10 下水道	統合 (一本化)	1 釧路市の設置基準とする。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 下水道の状況	合併時		同左	同左						
	01 施設整備										
	06 公共汚水ます・取付管設置基準										
141	10 下水道	統合 (一本化)	1 新市の「私道に対する公共下水道設置要綱」は、釧路市の要綱に統一する。 ただし、敷設要件の住宅戸数は2戸以上とする。 (要件:(1)土地承諾 (2)幅員1.5m以上 (3)戸数2戸以上)	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 下水道の状況	合併時		同左	同左						
	01 施設整備										
	07 私道への公共下水道管渠布設制度										
142	10 下水道	統合 (一本化)	1 鶴居村の事業を現行のまま新市に引き継ぐ。	その他	1 該当事業がないことから調整不要とする。	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正 調整時期の「合併時」を削除 1の記述を修正	とも、鶴居村離脱により、唯一現況調査に記載されていた事業がなくなったことによる	上下水道			
	01 下水道の状況	合併時		同左						同左	
	01 施設整備										
	08 集落排水事業										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
143	10 下水道	統合 (一本化)	1 新市における排出基準は、以下のとおりとする。 (1)特定事業場からの下水の排除の制限 BOD 1,000mg/l以下、SS 1,000mg/l以下、排水量 50m3/日以上 (2)除害施設の排水基準の適用排水量 BOD 1,000mg/l以下、SS 1,000mg/l以下、排水量 50m3/日以上	同左	同左			上下水道	25-19			
	01 下水道の状況	合併時		同左								
	01 施設整備											
	09 工場排水等指導											
144	10 下水道	統合 (一本化)	1 各地域の組織を統合するとともに、新市で一括行う業務・各地域で行う業務の分担を考慮し職員を配置する。 2 各地域の整備計画・維持管理体制を勘案し、定員の適正化計画を策定し職員の適正配置を行う。	同左	1 職員定数及び組織については合併時に新市に引き継ぎ効率的執行体制確立に努めることとする。 2 企業職員としての身分上の整理については、地方公営企業として公営企業管理者の指揮監督下で一元的事業運営を行うため、管理者の補助組織(企業職員)を確立する。	調整内容の記述を修正	新市下水道組織の母体となる釧路市の機構が見直され、平成16年度から下水道事業と水道事業が統合したため	上下水道	14			
	01 下水道の状況	合併時		同左								
	02 組織・機構											
	01 職員配置											
145	10 下水道	統合 (一本化)	新市となった場合、 1 公共下水道については企業会計と特別会計とで会計方式が異なることから、特別会計を企業会計方式へ移行するものとする。 2 特定環境保全公共下水道についても、使用料体系の一元化などから企業会計方式へ移行するものとする。ただし、移行にあたっては、資産の洗出しや減価償却、条例・規則の整理、繰り出し基準の整理、財務会計システムの導入準備期間として2年程度必要となる。 3 農業集落排水事業については1団体のみで、当面は特別会計をもって経理するものとする。 < 公営企業会計導入の課題 > (1)資産の整理(工事清算、償却計算、受贈財産評価、資産台帳整理) (2)会計の事務処理の統一 (3)帳票の整理統一 (4)予算編成、予算執行の方法 (5)条例、規定の整理 (6)会計システムの統一(財務会計システムの導入)	同左	新市となった場合、 1 白糠町の公共下水道及び特定環境保全公共下水道は使用料金体系の一元化などから企業会計方式へ移行する。 2 ただし、移行にあたっては準備期間として2年程度必要となる。 < 公営企業会計導入の課題 > (1)資産の整理(工事清算、償却計算、受贈財産評価、資産台帳整理) (2)会計の事務処理の統一 (3)帳票の整理統一 (4)予算編成、予算執行の方法 (5)条例、規定の整理 (6)会計システムの統一(財務会計システムの導入)	1と2の記述を修正 3の記述を削除	については、釧路町離脱による については、鶴居村離脱による	上下水道	25-19			
	01 下水道の状況	経過措置 2年程度		同左								
	03 管理運営											
	01 会計の現況											
146	10 下水道	統合 (一本化)	1 企業債残高は新市に引き継ぐ。	同左	同左			上下水道	05			
	01 下水道の状況	合併時		同左								
	03 管理運営											
	02 積立金残高等 (「等」を追加)											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
147	10 下水道	統合 (一本化)	1 釧路市の規定に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 下水道の状況	合併時		同左							
	03 管理運営 03 開発行為等の下水道 施設設計指導										
148	10 下水道	統合 (一本化)	1 釧路市の条例に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 下水道の状況	合併時		同左							
	03 管理運営 04 工事用排水の公共下 水道使用許可										
149	10 下水道	廃止	1 釧路市だけの制度で利用実績がないこと、私道整備の充実を図ること で廃止については問題ない。	その他	1 唯一の釧路市の制度が平成16年度に廃止となり、調整不要。	調整方針の「廃止」を 「その他」に修正 調整時期の「合併時」 を削除 調整内容の記述を修 正	調整すべき制度が皆 無となったため	上下水道			
	01 下水道の状況	合併時		同左							
	03 管理運営 05 排水設備工事資金融 資斡旋制度										
150	10 下水道	その他	1 改造融資は、統合・一本化(合併時)とする。 諸要件を調整し、制度の一本化を図り新市に引き継ぐ。 (1)水洗トイレの普及促進を図るため、トイレの改造を行う個人に資金 の融資あっせんを行う。 (2)融資限度額はトイレ1基につき60万円とする。 (3)利子は無利子とし、金融機関に利子補給する。 なお、新市において取扱金融機関との調整を図る。(融資あっ せん要件 既融資の対応 保証制度) 2 改造補助金は、統合・一本化(経過措置2年)とする。 諸要件を調整し、制度の一本化を図り新市に引き継ぐ。 (1)供用開始から3年以内とし、トイレ1基につき4万円とする。 (2)現行の基準に対して補助金交付額が減となる町については、現行 の交付額を段階的に補正し2年間で同一化を図る。 3 ただし、改造融資または改造補助金いずれか一方の選択制とする。	同左	同左			上下水道	20		
	01 下水道の状況	その他		同左							
	03 管理運営 06 水洗便所改造資金融 資制度・補助金制度(「貸 付」を「融資」に修正し、「 補助金制度」を追加)										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
151	10 下水道	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を基本に、指定店の有効期間及び指定店登録手数料を一本化して新市に引き継ぐ。 (1)指定店の有効期間は4年間とする (2)指定店登録手数料は1万円とする	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 下水道の状況			同左							
	03 管理運営	合併時									
	07 排水設備工事店の取り扱い										
152	10 下水道	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ (1)下水道の整備計画や進捗状況、経営内容の積極的な公開、経営のあり方や使用料について、専門家や幅広い住民からの意見の聴取、使用料改定の算定根拠の情報開示など行政の説明責任があることから、審議会を設置する。 (2)地域の意見を反映させるため、地域のバランスに配慮した委員構成とする。	同左	1 新市においては、下水道、水道事業を合わせてひとつの審議会とし、地域バランスに配慮した委員構成による幅広い利用者意見の反映や積極的な情報公開の推進に努める。	調整内容の記述を修正	新市下水道組織の母体となる釧路市の機構が見直され、平成16年度から下水道事業と水道事業が統合したため	上下水道	16		
	01 下水道の状況			同左							
	03 管理運営	合併時									
	08 下水道審議会										
153	10 下水道	統合 (一本化)	1 下水道の普及、PR活動の一環として釧路市の事業をそのまま新市に引き継ぐ。 2 各地域の実態に即した普及活動を行い、内容の多様性と充実を図りながら活動を行う。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 下水道の状況			同左							
	03 管理運営	合併時									
	09 下水道事業に係るその他主要事業										
154	10 下水道	統合 (一本化)	1 新市として、下水道の整備促進、研究活動による職員の資質向上、情報交換による円滑な事業推進が図られるため、(社)日本下水道協会へ引続き加入する。 2 全国町村下水道推進協議会北海道支部は脱会する。 3 都市計画協会は都市計画担当部局にて加入、下水道事業費に見合う応分の会費は負担する。	同左	同左			上下水道	18		
	01 下水道の状況			同左							
	03 管理運営	合併時									
	10 下水道関係団体への加入										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
155	10 下水道	統合 (一本化)	合併時	1 公共下水道・・・企業会計(釧路市)、特別会計(釧路町・白糠町)	同左	1 公共下水道・・・企業会計(釧路市)、特別会計(白糠町)	「1 公共下水道・・・」 の記述中、「釧路町」を削除	釧路町離脱による	上下水道	19	
	02 下水道使用料等の状況			2 特定環境保全公共下水道・・・特別会計(阿寒町・音別町)	同左	2 特定環境保全公共下水道・・・特別会計(阿寒町・音別町)					
	01 使用料等			1の公共下水道については、都市計画法に基づく「受益者負担金」としてそれぞれ負担区ごとの単価を設定し、賦課徴収を行っている。2の特定環境保全公共下水道については、地方自治法に基づく「分担金」として負担区ごとの単価を設定し、賦課徴収を行っている。		1の公共下水道については、都市計画法に基づく「受益者負担金」としてそれぞれ負担区ごとの単価を設定し、賦課徴収を行っている。2の特定環境保全公共下水道については、地方自治法に基づく「分担金」として負担区ごとの単価を設定し、賦課徴収を行っている。					
	02 受益者負担金			新市となった場合、「負担金条例」・「分担金条例」を制定し、現在の負担区ごとの単価をそのまま設定し、賦課・徴収するものとする。納付方法は年4回、5年間とする。(ただし、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用する。)納期については、7月・9月・11月・1月とする。減免基準については、基本的に各都市とも釧路市の減免基準と同様であることから、釧路市の減免基準を基本に地域の特殊性を考慮して定める。		新市となった場合、「負担金条例」・「分担金条例」を制定し、現在の負担区ごとの単価をそのまま設定し、賦課・徴収するものとする。納付方法は年4回、5年間とする。(ただし、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用する。)納期については、7月・9月・11月・1月とする。減免基準については、基本的に各都市とも釧路市の減免基準と同様であることから、釧路市の減免基準を基本に地域の特殊性を考慮して定める。					
156	10 下水道	廃止	合併時	1 責任技術者の指定登録手数料(釧路町、白糠町)は、廃止する。	同左	1 責任技術者の指定登録手数料(白糠町)は、廃止する。	1の記述中、「釧路町、」を削除	釧路町離脱による	上下水道	19	
	02 下水道使用料等の状況			2 排水設備検査手数料(白糠町)は、廃止する。	同左	2 排水設備検査手数料(白糠町)は、廃止する。					
	01 使用料等										
	03 下水道関係手数料										
157	10 下水道	統合 (一本化)	経過措置 2年程度	1 検針・調定、賦課、収納は、水道事業へ委託する。	同左	同左			上下水道	25-19	
	02 下水道使用料等の状況			2 検針時期は、水道料金の検針・調定と同様とする。	同左						
	02 賦課・収納			3 委託料は、下水道事業として負担をする。							
	01 検針・調定										
158	10 下水道	統合 (一本化)	経過措置 2年程度	1 ランニングコスト抑制のため釧路市の検針・調定体制に統一することとするが、十分な住民周知が必要なことから、合併後も各市町村の現行体制を継続し2年程度で統一を図る。	同左	1 ランニングコスト抑制のため釧路市の検針・調定体制に統一することとするが、十分な住民周知が必要なことから、合併後も各市町の現行体制を継続し2年程度で統一を図る。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	上下水道	25-19	
	02 下水道使用料等の状況			2 新市の賦課基準は、下記の基準に統一する。	同左	2 新市の賦課基準は、下記の基準に統一する。					
	02 賦課・収納			(1)水道水は水道の使用水量		(1)水道水は水道の使用水量					
	02 賦課			(2)井戸水(地下水)は量水器又は使用の実態により認定 (3)温泉水は量水器又は使用の実態により認定(ただし、阿寒湖温泉地区は当分の間、契約本数による定量の認定とする) (4)家事用の地下水使用は人数による基準水量を設ける (5)使用水量と汚水排出量に著しい違いがある場合は使用の実態により認定		(2)井戸水(地下水)は量水器又は使用の実態により認定 (3)温泉水は量水器又は使用の実態により認定(ただし、阿寒湖温泉地区は当分の間、契約本数による定量の認定とする) (4)家事用の地下水使用は人数による基準水量を設ける (5)使用水量と汚水排出量に著しい違いがある場合は使用の実態により認定					

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
159	10 下水道	統合 (一本化)	経過措置 2年程度	1 収納体制は水道事業への委託とする。 2 督促手数料、延滞金に関する規定、減免規定は、釧路市の基準に統一を図る。 ただし、生活保護を除く福祉減免については、新市に現行のまま引継ぎ2年間の経過措置期間で整理する。	同左	同左			上下水道	25-19	
	02 下水道使用料等の状況				同左						
	02 賦課・収納										
	03 収納										
160	10 下水道	統合 (一本化)	合併時	1 低地における浸水対策として、現認可のもと整備を進める。 (現認可： 公共下水道(雨水整備認可) = 釧路市・釧路町 特定下水道 = 阿寒町)	同左	1 低地における浸水対策として、現認可のもと整備を進める。 (現認可： 公共下水道(雨水整備認可) = 釧路市 特定下水道 = 阿寒町)	1の記述中、「・釧路町」を削除	釧路町離脱による	上下水道	25-19	
	03 その他整備の状況				同左						
	01 雨水整備										
	01 整備の現況										
161	10 下水道	その他		1 現況データのため調整不要とする。	同左	同左			環境		
	03 その他整備の状況										
	02 合併処理浄化槽										
	01 合併処理浄化槽の現況										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類									
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容													
	小項目										時期								
	細項目																		
162	12 水道	統合 (一本化)	合併時	<p>1 「水道法第11条」及び「水道法施行規則第1条の2」に基づき、新市が一括して厚生労働大臣へ水道事業経営認可申請を行う。釧路市・釧路町・白糠町は、統合前に水道事業経営の廃止届けを提出する。</p> <p>2 新市の行う水道事業経営認可申請にあたっては、次の3方法が考えられる。 釧路市域、釧路町域、白糠町域の給水区域・水道施設をそのまま新市が引き継ぎ、3地区の水道事業として経営認可申請を行う。 釧路町上水道は釧路市より受水していることから、合併時に釧路市と釧路町の給水区域を統合し、白糠町域を加えた2地区の水道事業経営認可申請を行う。 釧路市、釧路町、白糠町の給水区域が隣接していることから、3地区の給水区域を統合した一つの水道事業経営認可申請を行う。</p> <p>釧路町上水道は釧路市の浄水を受水していることから、統合しても釧路市の浄水施設に与える影響はないため水道事業を統合できる。釧路市と白糠町の給水区域は近接しているものの、間に水道未普及区域があるため資本投資が必要となる。そのため新市は の方法により水道事業認可申請を行い、その後事業統合へ向けた取り組みを行うこととする。</p> <p><参考> ア「平成15年度全国水道関係担当者会議」では、市町村合併について「可能な限り早期に十分な余裕を持って厚生労働省水道課へ連絡すること」とされている。 イ「水道法施行規則第6条第2号」では、水道事業の認可基準として「給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。」をうたっている。</p>	同左	同左	<p>1 「水道法第11条」及び「水道法施行規則第1条の2」に基づき、新市が一括して厚生労働大臣へ水道事業経営認可申請を行う。釧路市・白糠町は、統合前に水道事業経営の廃止届けを提出する。</p> <p>2 新市の行う水道事業経営認可申請にあたっては、次の2方法が考えられる。 釧路市域、白糠町域の給水区域・水道施設をそのまま新市が引き継ぎ、2地区の水道事業として経営認可申請を行う。 釧路市、白糠町の給水区域が隣接していることから、2地区の給水区域を統合した一つの水道事業経営認可申請を行う。</p> <p>釧路市と白糠町の給水区域は近接しているものの、間に水道未普及区域があるため資本投資が必要となる。そのため新市は の方法により水道事業認可申請を行い、その後事業統合へ向けた取り組みを行うこととする。</p> <p><参考> ア「平成15年度全国水道関係担当者会議」では、市町村合併について「可能な限り早期に十分な余裕を持って厚生労働省水道課へ連絡すること」とされている。 イ「水道法施行規則第6条第2号」では、水道事業の認可基準として「給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。」をうたっている。</p>	<p>1の記述中、「釧路町」を削除</p> <p>2の記述中、「3方法」を「2方法」に修正</p> <p>2 の記述中、「釧路町域、」を削除し、「3地区」を「2地区」に修正</p> <p>2 の記述を削除し、「2」を「2」に修正</p> <p>修正後の2 の記述中、「釧路町、」を削除し、「3地区」を「2地区」に修正</p> <p>まとめの記述中、「釧路町上水道は～統合できる。」を削除し、「 の方法」を「 の方法」に修正</p>	～とも、釧路町離脱による	上下水道	25-19								
	01 上水道の状況																		
	01 施設整備																		
	01 事業認可の内容																		
163	12 水道	統合 (一本化)	合併時	<p>1 釧路市・釧路町の給水区域を併せて1事業と白糠町区域の2事業で事業経営認可申請を行うこととなることから、現状施設で十分対応できるが、将来に向けた改修・更新を含め事業計画の策定を行うこととする。</p> <p>2 給水区域内の未普及区域の解消に努めることとする。</p>	同左	同左	<p>1 釧路市域と白糠町域の2事業で事業経営認可申請を行うこととなることから、現状施設で十分対応できるが、将来に向けた改修・更新を含め事業計画の策定を行うこととする。</p> <p>2 給水区域内の未普及区域の解消に努めることとする。</p>	1の記述中、「釧路市・釧路町の給水区域を併せて1事業と白糠町区域の2事業」を「釧路市域と白糠町域の2事業」に修正	釧路町離脱による	上下水道	25-19								
	01 上水道の状況																		
	01 施設整備																		
	02 事業の現況																		
164	12 水道	統合 (一本化)	合併時	<p>1 合併時において、釧路市・釧路町・白糠町の浄水施設を統合・一本化し新市に引き継ぐこととするが、既存施設の運転管理(遠方監視含む)方法等について新市において検討する必要がある。</p>	同左	同左	<p>1 合併時において、釧路市・白糠町の浄水施設を新市に引き継ぐこととするが、既存施設の運転管理(遠方監視含む)方法等について新市において検討する必要がある。</p>	1の記述中、「・釧路町」及び「統合・一本化し」を削除	釧路町離脱による	上下水道	25-19								
	01 上水道の状況																		
	01 施設整備																		
	03 浄水施設																		
165	12 水道	統合 (一本化)	合併時	<p>1 配水管整備については、合併後も引き続き新市において計画的に進めることとする。</p>	同左	同左				上下水道	25-19								
	01 上水道の状況																		
	01 施設整備																		
	04 配水管整備																		

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
166	12 水道	統合 (同一内容)	1 現在の6市町村の整備計画を新市に引き継ぐが、新市において消防本部と協議し統一した整備計画を策定したうえで、計画的整備を進めることとする。 2 財産については新市水道事業所管として引き継ぐこととし、そのための整理を東部消防組合・西部消防組合と行うこととする。	同左	1 現在の整備計画を新市に引き継ぐが、新市において消防本部と協議し統一した整備計画を策定したうえで、計画的整備を進めることとする。 2 財産については新市水道事業所管として引き継ぐこととし、そのための整理を西部消防組合において行うこととする。	1の記述中、「6市町村の」を削除 2の記述中、「東部消防組合・西部消防組合と」を「西部消防組合において」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	上下水道	25-19		
	01 上水道の状況	合併時		同左							
	01 施設整備			同左							
	05 消火栓整備			同左							
167	12 水道	統合 (一本化)	1 釧路市で進めている耐震化計画による改修及び釧路市・白糠町で進めている老朽管更新については、新市に引き継ぐこととする。 なお、新市において耐震化及び老朽管更新計画の見直しを行い、計画的に更新を行うこととする。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 上水道の状況	合併時		同左							
	01 施設整備			同左							
	06 管路耐震化			同左							
168	12 水道	統合 (一本化)	1 釧路川水質保全協議会での取り組みを新市に引き継ぐことと合わせ、新市における各水源(河川その他水源)全体の水質動向と流域(近隣)の実態にかかった水質保全の取り組みに努めることとする。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 上水道の状況	合併時		同左							
	01 施設整備			同左							
	07 水源水質保全			同左							
169	12 水道	統合 (一本化)	1 拡張事業計画については、新市において事業認可を受けることとなり、釧路市と釧路町を統合した区域と白糠町区域の2つの区域として申請することとなるため、白糠町区域の現行計画は新市でも踏襲し、釧路市と釧路町は統合した計画で進めることとする。	同左	1 拡張事業計画については、新市において事業認可を受けることとなり、釧路市と白糠町区域の2つの区域として申請することとなるため、現行計画は新市でも踏襲する。	1の記述中、「釧路町を統合した区域と」を削除し、「白糠町区域の現行計画は～進めることとする」を「現行計画は新市でも踏襲する」に修正	釧路町離脱による	上下水道	25-19		
	01 上水道の状況	合併時		同左							
	01 施設整備			同左							
	08 水道拡張事業計画			同左							
170	12 水道	統合 (一本化)	1 止水栓の取扱いで一部相違する部分については、新市において調整を行うこととする。 2 メーターの新設・更新費用の取扱いについては、合併時に釧路市の基準に合わせることとする。 なお、鶴居村家事用のメーター設置をどうするかについては、新市において調整を行うこととする。	同左	1 止水栓の取扱いについては、現行どおり設置を義務づける。 2 メーターの新設・更新費用の取扱いについては、合併時に釧路市の基準に合わせることとする。	1の記述を「止水栓の取扱いについては、現行どおり設置を義務づける。」に修正 2の記述中、「なお、鶴居村家事用の～調整を行うこととする。」を削除	については、釧路町離脱により、止水栓の設置を義務づけていない自治体が皆無となるため については、鶴居村離脱による	上下水道	25-19		
	01 上水道の状況	合併時		同左							
	01 施設整備			同左							
	09 水道メーターの設置			同左							
171	12 水道	統合 (一本化)	1 受水槽(貯水槽)の検査は、釧路市の例により行うこととする。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 上水道の状況	合併時		同左							
	01 施設整備			同左							
	10 受水槽(貯水槽)の設置			同左							

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
172	12 水道	統合 (一本化)	合併時	1 職員定数及び組織については合併時に新市に引き継ぐが、簡易水道事業等も含め効率的執行体制確立に努めることとする。 2 企業職員としての身分上の整理については、地方公営企業として公営企業管理者の指揮監督下で一元的事業運営を行うため、管理者の補助組織(企業職員)を確立する。 3 工業用水道(企業会計)・営農用水道(一般・特別会計)の新市での所管について、調整を行うこととする。	同左	同左			上下水道	14		
	01 上水道の状況				同左							
	02 組織・機構											
	01 職員配置											
173	12 水道	統合 (一本化)	合併時	1 新市の初任給は釧路市の例による。	同左	同左			上下水道	09		
	01 上水道の状況				同左							
	02 組織・機構											
	02 初任給基準表											
174	12 水道	統合 (一本化)	合併時	1 釧路市の例により新市に引き継ぐ。	同左	同左			上下水道	09		
	01 上水道の状況				同左							
	02 組織・機構											
	03 職員安全衛生											
175	12 水道	統合 (一本化)	合併時	1 合併時に新市に引き継ぐが、家賃・入退居等の基準について、新市全体の職員福利厚生の中で調整する。	同左	同左			上下水道	09		
	01 上水道の状況				同左							
	02 組織・機構											
	04 職員住宅管理											
176	12 水道	統合 (一本化)	経過措置 2年程度	1 合併時は各市町村の管理システムを運用し、2年程度の期間で釧路市のシステムに統一を図る。	同左	1 合併時は各市町の管理システムを運用し、2年程度の期間で釧路市のシステムに統一を図る。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	上下水道	25-01		
	01 上水道の状況				同左							
	03 管理運営											
	01 管理システムの現況											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
177	12 水道	統合 (一本化)	合併時	1 上水道事業(給水人口が5千人超の水道事業)については、地方公営企業法(以下「法」という。)に規定する法定事業として法の全面適用を受けることから企業会計方式に拠ることとされており、合併時に統合する。 2 会計システムについては、一の企業会計としての処理が必要なことから速やかに統一を図ることと併せ白糠町にも導入し、合併時に統合をする。 3 会計(財政)の現況については、3市町共に厳しい企業経営を余儀なくされており、3市町合計の損益的収支差の赤字分補填が健全経営維持の最重要課題であるが、「水道料金」と密接に関連することから、合併後、方策を総合的に検討し赤字解消に努める。	同左	1 上水道事業(給水人口が5千人超の水道事業)については、地方公営企業法(以下「法」という。)に規定する法定事業として法の全面適用を受けることから企業会計方式に拠ることとされており、合併時に統合する。 2 会計システムについては、一の企業会計としての処理が必要なことから速やかに統一を図ることと併せ白糠町にも導入し、合併時に統合をする。 3 会計(財政)の現況については、厳しい企業経営を余儀なくされており、損益的収支差の赤字分補填が健全経営維持の最重要課題であるが、「水道料金」と密接に関連することから、合併後、方策を総合的に検討し赤字解消に努める。	3の記述中、「3市町共に」と「3市町合計の」を削除	釧路町離脱による	上下水道	25-19	
	01 上水道の状況				同左						
	03 管理運営				同左						
	02 会計の現況				同左						
178	12 水道	統合 (一本化)	合併時	1 新市では釧路市の例により自己検査によることを基本とするため、各自治体の水質管理・検査体制、さらには水源から浄水処理・給水栓水までの水質管理上の課題と対応の現況突合せを早急に行い、検査体制の整備を図ることとする。	同左	同左			上下水道	25-19	
	01 上水道の状況				同左						
	03 管理運営				同左						
	03 水質検査体制				同左						
179	12 水道	統合 (一本化)	合併時	1 釧路市、釧路町、白糠町の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、また、釧路町、鶴居村、白糠町、音別町の簡易水道事業を特別会計として一本化することとするため、積立金・企業債・地方債については、新市の各会計に引き継ぐこととする。	同左	1 釧路市、白糠町の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、また、白糠町、音別町の簡易水道事業を特別会計として一本化することとするため、積立金・企業債・地方債については、新市の各会計に引き継ぐこととする。	1の記述中、「釧路町、」を2箇所及び「鶴居村、」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	上下水道	05	
	01 上水道の状況				同左						
	03 管理運営				同左						
	04 積立金残高等 (「等」を追加)				同左						
180	12 水道	統合 (一本化)	合併時	1 現行の固定資産管理を一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			上下水道	25-19	
	01 上水道の状況				同左						
	03 管理運営				同左						
	05 水道施設台帳(固定資産管理)				同左						
181	12 水道	統合 (同一内容)	合併時	1 合併後新市は、承継の日から30日以内に河川法第33条に基づく水利権の承継を河川管理者に届け出なければならない。 2 水利権は、河川法に基づく権利であり水道事業経営認可と表裏一体であることから、統合上の問題はないためそのまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			上下水道	25-19	
	01 上水道の状況				同左						
	03 管理運営				同左						
	06 水利権				同左						

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目			調整内容	調整内容				
	小項目		方針		調整内容				
	細項目		時期						
182	12 水道	統合 (一本化)	1 新市における中長期的な事業実施・財政収支計画を早急に策定するよう努める。	同左	同左			上下水道	25-19
	01 上水道の状況	合併時		同左					
	03 管理運営			同左					
	07 財政収支計画			同左					
183	12 水道	統合 (一本化)	1 材料の一部指定、給水方式(直圧給水範囲・直結加圧給水)等、合併後1年を目途に基準の統一化を図るよう努める。 2 配水圧・配水の方式に係る審査の際の事前調査や検査時の検査内容重点項目等についても、速やかに基準の統一化を図る。	同左	同左			上下水道	25-19
	01 上水道の状況	経過措置 1年程度		同左					
	03 管理運営			同左					
	08 給水装置設置工事審査・検査			同左					
184	12 水道	統合 (一本化)	1 事業者指定については、合併時に一本化して引き継ぐ。その際「指定手数料規定」について、釧路町・白糠町の制度により新規申請分から徴収する。	同左	1 事業者指定については、合併時に一本化して引き継ぐ。その際「指定手数料規定」について、白糠町の制度により新規申請分から徴収する。	1の記述中、「釧路町・」を削除	釧路町離脱による	上下水道	19
	01 上水道の状況	合併時		同左					
	03 管理運営			同左					
	09 給水設備工事店の取り扱い			同左					
185	12 水道	統合 (一本化)	1 現行の各市町村水道事業独自の広報事業を釧路市に一本化し、新市において積極的な情報公開及び提供に努める。	同左	1 現行の各市町水道事業独自の広報事業を釧路市に一本化し、新市において積極的な情報公開及び提供に努める。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	上下水道	25-19
	01 上水道の状況	合併時		同左					
	03 管理運営			同左					
	10 広報事業			同左					
186	12 水道	統合 (一本化)	1 新市においても、水道事業運営に幅広い利用者の意見を反映させることは積極的な情報公開の観点からも重要であり、新市全域を対象とした審議会委員構成により発足する。	同左	1 新市においては、下水道、水道事業を合わせてひとつの審議会とし、地域バランスに配慮した委員構成による幅広い利用者意見の反映や積極的な情報公開の推進に努める。	調整時期の「経過措置1年程度」を「合併時」に修正 調整内容の記述を修正	とも、新市水道組織の母体となる釧路市の機構が見直され、平成16年度から水道事業と下水道事業が統合したため(なお、については下水道審議会に合わせるもの)	上下水道	16
	01 上水道の状況	経過措置 1年程度		合併時					
	03 管理運営			合併時					
	11 水道審議会			合併時					
187	12 水道	統合 (一本化)	1 効率的な事業運営を行うための本庁舎・支所等の配置について調整する。	同左	同左			上下水道	14
	01 上水道の状況	合併時		同左					
	03 管理運営			同左					
	12 上下水道部庁舎管理(「上下」を追加)			同左					

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
188	12 水道	統合 (同一内容)	1 合併時、新市名で一括して両組織(日本水道協会、全国簡易水道協議会)に加入し、同一の被表彰条件とする。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 上水道の状況			同左							
	03 管理運営	合併時									
	13 水道関係表彰制度										
189	12 水道	統合 (一本化)	1 漏水復旧の職員体制(経過措置1年程度) 給配水管における、漏水事故対応については早期の復旧と二次災害防止から、迅速な対応が求められる。新市においては、漏水復旧担当区域は広範囲となることから、当面は現行の市町村単位で対応する。しかし、現行の釧路町分水区域については合併後、現釧路市の給水区域に入ることから、合併時に統合が必要。 2 漏水復旧の業者対応(経過措置1年程度) 漏水復旧については、水道事業体別に指定をしている給水装置工事事業者のうち、対応が可能な事業者が復旧作業に就いている。合併後については、地域別に迅速に対応できる事業者について再編成が必要。 3 漏水復旧費用の精算方法(合併時) 合併後については、漏水復旧費用の精算方式について釧路市の方式に統一する。 4 漏水調査(合併時) 各事業及び配水系統別の有収率を考慮して、漏水調査を実施する。 5 給配水管漏水復旧費用の負担区分(合併時) 配水管については、現行の各水道事業者が布設していることから漏水復旧費用は水道事業者が負担をしている。また、給水装置については、所有者が負担し設置をしている所有者の財産の一部であることから、給水管の漏水復旧費用については、原則所有者の負担となる。ただし、公道部分の漏水復旧については、水道事業者で負担をする。 6 夜間・休日における漏水事故等の対応(合併時) 新市においては、新市の管工事業協同組合と委託契約を締結し、夜間・休日における地域別の当番制で待機し対応する。 7 漏水対応備蓄材料(合併時) 現在、釧路市の貝塚ポンプ場構内にある緊急備蓄資材については新市に引継ぎをする。また、釧路市以外の町村で採用している塩化ビニール管についても、新市で採用することを含めて備蓄について検討する。	同左	同左	1の記述中、「市町村単位」を「市町単位」に修正し、「しかし、現行の釧路町分水区域については合併後、現釧路市の給水区域に入ることから、合併時に統合が必要。」を削除 6の記述中、「新市の管工事業協同組合」を「管工事業協同組合等」に修正 7の記述中、「町村」を「町」に修正	については、釧路町・鶴居村離脱による については、新市になった時に以前と同様の組合名称になるとは限らないことによる	上下水道	25-19		
	01 上水道の状況	一部経過措置		同左							
	03 管理運営										
	14 給配水管の漏水										
190	12 水道	統合 (一本化)	1 釧路市の事業を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			上下水道	25-19		
	01 上水道の状況			同左							
	03 管理運営	合併時									
	15 水道事業に係るその他主要事業										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
191	12 水道	統合 (同一内容)	合併時	1 合併時に新市で3組織(日本水道協会、全国簡易水道協議会、釧路管内市町村水道協議会)に一括加入することとする。	同左	同左			上下水道	18	
	01 上水道の状況				同左						
	03 管理運営										
	16 水道関係団体への加入										
192	12 水道	統合 (同一内容)	合併時	1 「水道法第11条」及び「水道法施行規則第1条の2」に基づき、新市が一括して北海道知事へ水道事業経営認可申請を行う。合併前の市町村は水道事業の廃止届けを提出する。 2 現在、給水区域に設置されている施設等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。施設等の老朽化対策は、資本投下を必要とされることから、新市において、事業会計の健全化を図りながら検討するものとする。	同左	1 「水道法第11条」及び「水道法施行規則第1条の2」に基づき、新市が一括して北海道知事へ水道事業経営認可申請を行う。合併前の市町村は水道事業の廃止届けを提出する。 2 現在、給水区域に設置されている施設等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。施設等の老朽化対策は、資本投下を必要とされることから、新市において、事業会計の健全化を図りながら検討するものとする。	1の記述中、「市町村」を「市町」に修正	鶴居村離脱による	上下水道	25-19	
	02 簡易水道の状況				同左						
	01 施設整備										
	01 事業認可の内容										
193	12 水道	統合 (同一内容)	合併時	1 各市町村の施設をそのまま新市に引き継ぐ。 2 新市は水道法施行規則第6条第2号に基づき、分散する給水区域の統合、水道施設の統合について検討することとする。 3 建設後40年以上経過した施設等があることから、いずれ施設更新事業が必要となる(地方公営企業法施行規則第7条別表第2号では、水道用構築物又は機械及び装置の耐用年数を58年としている)。更新にあたっては現地改修、近隣施設との統合等が考えられるが、事業会計の健全化を図りながら計画的に検討するものとする。	同左	1 各市町の施設をそのまま新市に引き継ぐ。 2 新市は水道法施行規則第6条第2号に基づき、分散する給水区域の統合、水道施設の統合について検討することとする。 3 建設後40年以上経過した施設等があることから、いずれ施設更新事業が必要となる(地方公営企業法施行規則第7条別表第2号では、水道用構築物又は機械及び装置の耐用年数を58年としている)。更新にあたっては現地改修、近隣施設との統合等が考えられるが、事業会計の健全化を図りながら計画的に検討するものとする。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	上下水道	25-19	
	02 簡易水道の状況				同左						
	01 施設整備										
	02 事業の現況										
194	12 水道	統合 (同一内容)	合併時	1 現行施設のまま、合併時に新市に引き継ぐ。	同左	同左			上下水道	25-19	
	02 簡易水道の状況				同左						
	01 施設整備										
	03 浄水施設										
195	12 水道	統合 (同一内容)	合併時	1 各市町村の配水管をそのまま新市に引き継ぐ。 2 配水管の中の老朽管(石綿管:12.1km)は、新市において計画的に更新していくこととする。	同左	1 各市町の配水管をそのまま新市に引き継ぐ。 2 配水管の中の老朽管(石綿管:12.1km)は、新市において計画的に更新していくこととする。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	上下水道	25-19	
	02 簡易水道の状況				同左						
	01 施設整備										
	04 配水管整備										
196	12 水道	統合 (一本化)	経過措置 2年程度	1 [12-01-03-01]「(上水道)管理システムの現況」の調整日程に合わせて統一を図る。	同左	同左			上下水道	25-01	
	02 簡易水道の状況				同左						
	02 管理運営										
	01 管理システムの現況										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
197	12 水道	統合 (一本化)	合併時	<p>1 簡易水道事業(給水人口が5千人以下1百人超)については、地方公営企業法(以下「法」という。)の規定の全部又は一部を適用することができる任意の事業とされており、阿寒町では、法の財務規定等一部適用による企業会計を採用。釧路町・鶴居村・白糠町・音別町は、法を適用せず地方自治法による特別会計としているが、新市では、一の会計(企業会計と特別会計の併用も可)として統合しなければならないことから、</p> <p>(1) 阿寒町について、法を全面適用して上水道事業と一本化。4町村の特別会計を新市の特別会計として一本化。(新市～企業会計と特別会計)</p> <p>(2) 5町村共に、法を全面適用し上水道事業と一本化。(新市～企業会計のみ)</p> <p>(3) 阿寒町も法非適用とし、新市の特別会計として一本化。(新市～(1)と同じ。)</p> <p>以上の選択肢が考えられるが、現状、特別会計を採用している町村においては、元々事業としての独立採算に困難性があると判断し、一般会計からの繰入によって経営を賄っていることから、合併にあたっては、前記(1)による統合を行い、新市後、数年かけて全面的に一の企業会計にするよう努めることとする。</p> <p>2 会計システムについては、一の特別会計としての処理が必要なことから、合併時まで上水道事業会計システムを活用して、システム開発を行うこととする。</p> <p>3 会計(財政)の現況については、阿寒町(企業会計)と鶴居村を除く3町合計で年間約9千万円(平成13年度決算数値)の一般会計からの繰入で収支差を賄っており、「水道料金」の課題とも密接に関連するが、新市移行にあたり、地方債の借入残高、今後の施設改修・更新計画など総合的に突合せしうえで、合併後、企業会計への一本化について慎重に判断して行くこととする。</p>	同左	同左	<p>1の記述中、「釧路町・鶴居村」を削除</p> <p>1(1)の記述中、「4町村」を「白糠町・音別町」に修正</p> <p>1(2)の記述中、「5町村共に、」を「すべてに」に修正</p> <p>1のまとめの記述中、「町村」を「町」に修正するとともに、「統合を行い、新市後、数年かけて全面的に一の企業会計にするよう努めることとする」を「統合を行う」に修正</p> <p>3の記述中、「阿寒町(企業会計)と鶴居村を除く」を削除するとともに、「3町」を「2町」に、「9千万円」を「7千万円」に修正</p>	～とも、釧路町・鶴居村離脱による	上下水道	25-19	
	02 簡易水道の状況				同左	同左					
	02 管理運営										
	02 会計の現況										
198	12 水道	統合 (一本化)	合併時	<p>1 新市では釧路市の例により自己検査によることを基本とするため、各自治体の水質管理・検査体制、さらには水源から浄水処理・給水栓までの水質管理上の課題と対応の現況突合せを早急に行い、検査体制の整備を図ることとする。</p> <p>(簡易水道は上水道に比較して水源数が多く、尚且つ、塩素消毒から高速ろ過まで処理方法も多岐に亘っており、新市においての統一的水質管理が重要となる。)</p>	同左	同左			上下水道	25-19	
	02 簡易水道の状況				同左	同左					
	02 管理運営										
	03 水質検査体制										
199	12 水道	統合 (一本化)	合併時	<p>1 現行を新市(経済産業担当部所管)に引き継ぐこととし、新市において事業経営を統合する。(給水区域及び事業は現行の2区域、2事業)</p> <p>2 新市において、工業用水道事業者の変更届出を行う。</p>	同左	同左			産業経済	17	
	03 工業用水道の状況				同左	同左					
	01 施設整備										
	01 事業認可の内容										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
200	12 水道	統合 (一本化)	1 現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-19			
	03 工業用水道の状況											
	01 施設整備	合併時										
	02 事業の現況											
201	12 水道	統合 (一本化)	1 現行を新市に引き継ぐ。 なお、効率的管理体制・職員配置等については新市において検討する。	同左	同左			産業経済	25-19			
	03 工業用水道の状況											
	01 施設整備	合併時										
	03 浄水施設											
202	12 水道	統合 (一本化)	1 現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-19			
	03 工業用水道の状況											
	01 施設整備	合併時										
	04 配水管整備											
203	12 水道	統合 (一本化)	1 工業用水道事業については、地方公営企業法全面適用の法定事業として企業会計に拠ることとされていることから、合併時に釧路白糖企業団と音別町の2事業を統合する。 2 会計システムについては一の企業会計としての処理が必要なことから速やかに統一を図り、ハードのシステム導入については新市(経済所管部)において検討する。 3 会計の状況について、企業団は現在暫定給水のため不足分を構成市町で補い賄っているが、本格給水となる平成17年度以降においても企業債元金等の償還額が増嵩、不足額が生じる見込みであることから健全経営確保に向け検討する。・音別町においては、一般会計等からの負担は新市でも生じない見込み。 4 料金については、2事業の浄水処理方式に相違があり、給水原価・供給する水の水質が異なるなどのことから、単一料金とせず現在のそれぞれの料金体系を新市に引き継ぐ。 釧路白糖工業用水道事業 = 1m3当り45円 音別町工業用水道事業 = 1m3当り19円 なお、将来の料金のあり方について、新市(経済産業所管部)において事業方向・経営計画の策定と関連して検討することとする。	同左	同左			産業経済	25-19			
	03 工業用水道の状況											
	02 管理運営	合併時										
	01 会計の現況											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
204	12 水道	統合 (一本化)	1 現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-19		
	03 工業用水道の状況	合併時		同左							
	02 管理運営										
	02 水質検査体制										
205	12 水道	統合 (一本化)	1 新市発足時に一本化した「営農用水施設条例」制定が必要なことから、経済産業担当部署で合併前に条例(案)を策定する。 2 簡易水道等への変更が必要な事業については、新市において順次切り替えて行くことを基本とし、簡易水道に変更した事業から順次水道事業へ移管することとする。	同左	同左			産業経済	25-19		
	04 農業用水道の状況	合併時		同左							
	01 施設整備										
	01 事業認可の内容										
206	12 水道	統合 (一本化)	1 上記の【12-04-01-01】「事業認可の内容」に同じ	同左	同左			産業経済	25-19		
	04 農業用水道の状況	合併時		同左							
	01 施設整備										
	02 事業の現況										
207	12 水道	統合 (一本化)	1 施設の更新時期を迎えていることから、新市において簡易水道事業への変更とも関連させながら施設整備計画を策定し、効率的整備を図っていく。(経済産業担当部署と水道部で協議) 2 施設管理については現行を新市に引き継ぐこととし、効率的管理体制について新市において調整する。	同左	同左			産業経済	25-19		
	04 農業用水道の状況	合併時		同左							
	01 施設整備										
	03 浄水施設										
208	12 水道	統合 (同一内容)	1 管路図未整備町村について整理していく。	同左	1 管路図未整備町について整理していく。	1の記述中、「未整備町村」を「未整備町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	25-19		
	04 農業用水道の状況	合併時		同左							
	01 施設整備										
	04 配水管整備										
209	12 水道	統合 (一本化)	1 施設監視システムについては、現状で新市に引き継ぐ。 なお、整備計画等については、新市の所管部署で策定する。 2 料金管理システムについてもそれぞれの現行システムを新市に引き継ぎ、2年程度の経過措置期間で統一を図る。(新市所管部署で作業を進める)	同左	同左			産業経済	25-01		
	04 農業用水道の状況	経過措置 2年程度		同左							
	02 管理運営										
	01 管理システムの現況										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
210	12 水道	統合 (一本化)	1 新市では特別会計として一本化。(経済産業担当部で事業経営・施設維持管理全般を所管) 簡易水道に順次変更を完了した事業から水道事業に移管し、その分は水道事業で会計処理することになるが、合併後当分の間は特別会計。 2 会計システムについては、導入の方向で新市において調整する。 3 なお、使用料については現行のまま新市に引き継ぎ、新市の農業政策の中で一本化を検討する。	同左	同左			産業経済	25-19		
	04 農業用水道の状況	合併時		同左							
	02 管理運営										
	02 会計の現況										
211	12 水道	統合 (一本化)	1 現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-19		
	04 農業用水道の状況	合併時		同左							
	02 管理運営										
	03 水質検査体制										
212	12 水道	統合 (一本化)	1 料金体系、料金 (1) 料金体系・料金額設定については、水道法第14条の規定(同一種類の同一条件の需要者に対しては、同一料金とすることの原則)から、一の市の給水区域内を統一料金とすることが原則であり、合併時に統一することを基本とするが釧路町、白糠町、音別町、阿寒町については合併時に釧路市の料金体系とする。 ただし、阿寒町の営業用の料金体系の特殊性並びに鶴居村(全用途)については、水道原水及び浄水方式や料金体系の特殊性、給水原価等に十分配慮しながら別途段階的に補正する。 (2) 現状、特別会計を中心に他会計からの繰入れ分については、事業の性質上、新市でも当分の間維持することとする。(企業会計一本化移行迄を目的。) (3) 新市後のあるべき料金・料金体系決定については、収益的収支・資本的収支を合わせた現状の財政状況並びに現状施設の老朽化度の突き合せによる現況把握と更新・改修の必要性判断、その上で新市における浄水・送配水の効率的配置決定と事業実施計画を策定、中長期的な財政収支計画に沿った料金決定を行う必要がある。 2 負担金 合併時に釧路市の制度に合わせ徴収する。 3 消費税及び地方消費税(現行4% + 1% = 5%)については、合併時の税率で統一する。	同左	1 料金体系、料金 (1) 料金体系・料金額設定については、水道法第14条の規定(同一種類の同一条件の需要者に対しては、同一料金とすることの原則)から、一の市の給水区域内を統一料金とすることが原則であり、合併時に統一することを基本とするが白糠町、音別町、阿寒町については合併時に釧路市の料金体系とする。 ただし、阿寒町の営業用の料金体系の特殊性、給水原価等に十分配慮しながら別途段階的に補正する。 (2) 現状、特別会計を中心に他会計からの繰入れ分については、事業の性質上、新市でも維持することとする。 (3) 新市後のあるべき料金・料金体系決定については、収益的収支・資本的収支を合わせた現状の財政状況並びに現状施設の老朽化度の突き合せによる現況把握と更新・改修の必要性判断、その上で新市における浄水・送配水の効率的配置決定と事業実施計画を策定、中長期的な財政収支計画に沿った料金決定を行う必要がある。 2 負担金 合併時に釧路市の制度に合わせ徴収する。 3 消費税及び地方消費税(現行4% + 1% = 5%)については、合併時の税率で統一する。	調整時期の「合併時・一部経過措置」を「一部経過措置」に修正 1(1)の記述中、「釧路町、」及び「並びに鶴居村(全用途)～料金体系の特殊性」を削除 1(2)の記述中、「当分の間、及び「(企業会計一本化移行迄を目的。)」を削除	については、調整時期が混在する同様の他項目と表記を統一するため については、釧路町・鶴居村離脱による については、「他会計からの繰入れ」の取扱いを改めて精査	上下水道	19		
	05 水道料金等の状況	合併時・一部経過措置		一部経過措置							
	01 料金等										
	01 料金										
213	12 水道	統合 (一本化)	1 原因者への費用負担については、実費弁償及び公平の原則から、合併時点で釧路市の方式で統合する。 2 消火栓損傷事故の破損金については、新市においては消火栓を水道事業の財産とすることから、釧路市の例により統一した対応とする。	同左	同左			上下水道	25-19		
	05 水道料金等の状況	合併時		同左							
	01 料金等										
	02 水道破損金										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
214	12 水道	統合 (一本化)	合併時	1 給水装置工事等の手数料については、合併時に釧路市の種類と金額に一本化し徴収する。	同左	同左			上下水道	19	
	05 水道料金等の状況				同左						
	01 料金等										
	03 水道関係手数料										
215	12 水道	統合 (一本化)	経過措置 2年程度	1 ランニングコスト抑制のため釧路市の検針・調定体制に統一することとするが、十分な住民周知が必要なことから、合併後も各市町村の現行体制を継続し2年程度で統一を図る。 釧路市を毎月検針に変更すると年間約1億円のコストが増加。 2 検針体制は、全面委託によることとする。 3 料金管理システム統合時に併せて、ハンディターミナルを利用した検針システムを導入、検針員の業務内容等、委託基準の統一を図る。(2年程度)	同左	同左	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	上下水道	25-19	
	05 水道料金等の状況				同左	1 ランニングコスト抑制のため釧路市の検針・調定体制に統一することとするが、十分な住民周知が必要なことから、合併後も各市町の現行体制を継続し2年程度で統一を図る。 釧路市を毎月検針に変更すると年間約1億円のコストが増加。 2 検針体制は、全面委託によることとする。 3 料金管理システム統合時に併せて、ハンディターミナルを利用した検針システムを導入、検針員の業務内容等、委託基準の統一を図る。(2年程度)					
	02 賦課・収納										
	01 検針・調定										
216	12 水道	統合 (一本化)	経過措置 2年程度	1 ランニングコスト抑制のため釧路市の賦課体制に合わせることをするが、十分な住民周知が必要なことから、合併後も各町村の現行体制を継続し2年程度で統一を図る。 2 賦課基準(用途認定等の基準)については、合併時に釧路市の基準に統一する。	同左	同左	1の記述中、「各町村」を削除	鶴居村離脱による	上下水道	25-19	
	05 水道料金等の状況				同左	1 ランニングコスト抑制のため釧路市の賦課体制に合わせることをするが、十分な住民周知が必要なことから、合併後も現行体制を継続し2年程度で統一を図る。 2 賦課基準(用途認定等の基準)については、合併時に釧路市の基準に統一する。					
	02 賦課・収納										
	02 賦課										
217	12 水道	統合 (一本化)	経過措置 2年程度	1 収納体制については、合併後、地域ごとの実情に十分配慮しつつ効率的な収納体制整備を図る。(委託化の推進) 2 収納率の向上と経費節減を図るため、口座振替の一層の普及促進を図る。 3 延滞金規定・給水停止基準並びに料金減免規定等については、釧路市の基準に統一を図る。 ただし、一部の簡易水道事業で行っている福祉減免については、新市に現行のまま引き継ぎ2年程度の経過措置期間で整理する。	同左	同左			上下水道	25-19	
	05 水道料金等の状況				同左						
	02 賦課・収納										
	03 収納										